

2021年3月4日

消費者庁表示対策課 御中

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕

【連絡先（事務局）】担当：松田
〒540-0024 大阪府中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

情報提供兼要請書

第1 情報提供及び要請の趣旨

- (1) 下記の事業者の表示・広告は、優良誤認（景品表示法5条1号）に該当すると考えますので情報提供します。
- (2) 貴庁において必要な調査の上、同社に対し、措置命令（同法7条1号）、課徴金納付命令（同法8条）等の再発防止措置をとるよう要請します。

第2 情報提供

1 対象事業者

- (1) 事業者の会社名又は名称 コスモ石油マーケティング株式会社
ふりがな こすもせきゆまーけていんぐかぶしきかいしゃ
- (2) 所在地又は住所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
郵便番号 〒105-8314
電話番号 0120-530-372
ホームページ <https://com.cosmo-oil.co.jp/>

2 報告者について

- (1) 氏名又は名称 特定非営利活動法人消費者支援機構関西
ふりがな とくていひえいりかつどうほうじんしょうひしゃしえん
きこうかんさい
- (2) 報告者の属性 その他（特定適格消費者団体）
- (3) 連絡の可否 連絡可
- (4) 住所等 上記のとおり

- (5) 他の行政機関等への情報提供の可否 すべて可

3 提供情報

- (1) 提供情報の種類 不当表示
- (2) 表示媒体 ウェブサイト、広告等
- (3) 表示時期 1996年頃から2020年6月頃。なお、相手方事業者の設立は2015年2月とされており、それ以前は同社の前身となる企業が表示等を実施していたと思われます。詳細については貴庁において調査下さい。
- (4) 表示が行われた場所 全国ガソリンスタンド及びウェブサイト等
- (5) 対象となる商品又はサービス ハイオクガソリン、商標名「マグナム」
- (6) その表示内容
- ① 当該商品が同業他社のハイオクガソリンに対し、独自性を有している旨の表示（例えば、レギュラー比で最大2.8%燃費向上、吸気バルブの汚れ付着80%軽減等）。以下「**本件表示1**」という。
 - ② 「洗浄力が高い。使い続けるほどに、エンジン内をきれいにしてくれる」「汚れを取り除く清浄剤が添加されていることも特徴」等、エンジンを洗浄する成分が含まれている旨の表示。以下「**本件表示2**」という。
- (7) 表示から一般消費者が受ける印象
- ① 本件表示1
当該商品を、同業他社のハイオクガソリンに比べ、独自のメリット・優位性を有していると感じると考えられる。
 - ② 本件表示2
当該商品にエンジン内を洗浄する効果があるとの印象を受けると考えられる。
- (8) 実際の商品について
- ① 本件表示1
当該商品は他社のハイオクガソリンと混合した状態でガソリンスタンドに供給されており、独自性はなかった。
 - ② 本件表示2
エンジン内を洗浄する効果はなかった。
- (9) 実際のを裏付ける根拠
資料①（毎日新聞記事）を添付します。

第3 情報提供及び要請に至る事実経過及び理由

1 当団体について

- (1) 当団体は特定適格消費者団体であり、消費者裁判手続特例法に基づく裁

判権限を有しています。また当団体は、同権限に関連する裁判外の活動として、事実を反する表示広告等を行った事業者が、当該表示広告により誤認して商品を購入等した消費者に対し、任意に返金等の被害回復を行うことを求めています。

- (2) 当団体は、適格消費者団体として、景品表示法30条に基づく差止権限を有しています。

2 事実の端緒及び当団体による要請

当団体は、相手方事業者が長年にわたり事実を反する表示広告を行っていたとの報道（資料① 毎日新聞記事。なお、相手方は当該表示広告をしていた事実自体は否定していません。）を受け、2020年10月21日、相手方事業者及び親会社であるコスモエネルギーホールディングス株式会社に対し、相手方事業者の前記表示は消費者契約法上の不利益事実の不告知（同4条2項）、不実告知（同法4条1項1号）に該当するものとして、事実を反する表示広告により誤認した消費者に対し、返金その他の適切な措置をとるよう要請しました（資料②）。

なお、同要請は消費者裁判特例法上の権利行使ではなく、任意の要請です。任意の要請に止めた理由は資料②に記載したとおりです。

3 相手方事業者の応答

- (1) 上記要請に対し、相手方事業者は2020年11月20日付回答書（資料③ 回答書）において、本件表示1については、複数社が生産するハイオクガソリンが混合されて供給されていることは公知の事実であるがごとく主張するとともに、性能等については問題がないとして、消費者に対し誤解や不利益を与えるものではないと主張しています。
- (2) また、上記表示②についても、相手方事業者は、不純物付着率を低減する効果があることをもって、「洗浄効果」がある旨主張し、表示内容が事実を反することを否定しています。

4 反論

- (1) しかしながら、上記報道まではハイオクガソリンの混合は公知の事実ではなく、上記表示広告により消費者に誤認が生じたことは明らかです。また、上記事業者の反論は自らの広告において強調するメリットが無意味であることを自認するものであり、甚だ疑問と言わざるを得ません。
- (2) また、「洗浄効果」とは、通常すでに付着した不純物を除去する効果であると通常一般消費者は理解するものであり、不純物付着率の低減効果とは似て非なるものです。

5 本件各表示の優良誤認該当性について

当団体は、本件表示1、2については、いずれも優良誤認に該当すると

考えます。

(1) 商品等の供給者

相手方事業者は、ガソリンスタンドを通じて本件商品を「供給」しています。

(2) 広告主体性

上記表示、広告の形式的表示主体は相手方事業者か、その親会社であるコスモエネルギーホールディングス株式会社によるものか判然としない所もあります。また前記のとおり、相手方設立以前の本件表示主体は、当団体も正確に把握していません。しかしながら、上記各表示は、ガソリンの供給事業者である相手方の販売する、本件商品の販売促進のために実施されていることは明白です。

(3) 「商品又は役務の品質、規格その他の内容」

本件表示1、2ともに本件商品の品質に関するものです。

(4) 「事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示」

ア 本件表示1、2ともに表示内容が事実に相違しています。

イ いわゆるハイオクガソリンは、一般のガソリンと比べオクタン価が高い(同値96以上)ガソリンをいいますが、レギュラーガソリンに比べ、一般に1リットルあたり10円程度高額で販売されています。

相手方らを含む石油製造販売各社は、ハイオクガソリンに添加する成分の違い等により他社同種商品との差別化を図り、燃費の低減や吸気バルブへの汚れの付着低減等のメリットをうたっています。

ハイオクガソリンは、外国産車や高級車に使用されるガソリンであり、同商品を購入する消費者は、一般に当該商品の品質や、当該商品を利用することによる自動車への影響等について一般の自動車ユーザーと比べても高い関心を有しているものと考えられます。

ウ ガソリンは一般に価格、性能及び性能等を担保するブランド以外に、類似商品と差別化する要素がない商品です。

そのため、本件表示1における他のハイオクガソリンと差別する独自性や、本件商品2におけるエンジン洗浄機能等の商品の品質に関する表示・広告はハイオクガソリンを購入する一般消費者の購入行動に強い影響を与えるものと考えられます。

(5) 「不当に顧客を誘引」していること

上記のとおり事実と異なる事項、またはこれに準ずる誤認を惹起する内容を記載しており、不当性があるといえます。

(6) 「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」があること

上記から一般消費者による合理的な選択を阻害しているといえます。

また、当該表示は、商品の表示内容をよく検討して商品を選択する消費者に対しより誤認を惹起する点でより悪質といえます。

なお、事業者自身も当該表示が優良誤認に該当することを直接は認めていないものの、表示に問題があることを認め、2020年6月以降、表示内容を変更しています（資料④ 相手方らプレスリリース）。

6 以上のとおり、本件表示1、2はいずれも優良誤認に該当するものと考えられますが、相手方事業者は、本件各表示が一般消費者の誤認を惹起するものであることを否定するとともに、誤認した消費者への対応を行う意思も示していません。

前記の理由により当団体が消費者裁判特例法に基づく権限行使を行うことは困難である上、相手方事業者はすでに当該表示広告を変更しているため、過去の裁判例等に鑑みれば、当団体が適格消費者団体として差止権限を行使することも容易でない状況です。他方で、すでに変更済みの表示広告についても、貴庁が措置命令等を行うことが可能であることは、確定した解釈です。

つきましては、所管庁である貴庁において、調査の上適切な措置を取られますよう要請します。

7 なお、本件表示1については、資料①のとおり、相手方の同業他社も同様の表示を行っているとされています。同業他社については当団体は調査や申入れ等の活動を行っていませんが、同様の違反事実が存在するのであれば、貴庁において必要な措置を取られることを求めます。

以上